

青森県報

第二千八百九十七号

平成二十年
二月二十日
(水曜日)

目次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………

漁船保険付保義務の消滅……………

漁船保険付保義務の発生……………

公 告

建設業者の許可の取消し……………

右 同……………

告 示

青森県告示第百十号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種別	名 称	発行者（製 作者）名	該当条項
----------	----	-----	---------------	------

二九四	書籍	月刊裏モノJAPAN 三月号	〇一八〇五・三	鉄人社	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二九五		Lady's Comic Special-AYA 三月号	〇九六七一・〇三	宙出版	
二九六		BOYS'ELIAS 三月号	〇八一七七・〇三	マガジン・マ ガジン	
二九七		レディースコミック「微熱」 三月号	〇九六六三・〇三	セブン新社	

青森県告示第百十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の
規定により、次の加入区においては、平成二十年二月二十日をもって指定漁船を普通
損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称
百 石

青森県告示第百十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定に
よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一
項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により
公示する。

平成二十年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
上北郡おいらせ町一川目四丁目二七番地三九 木村 民 二	百石
上北郡おいらせ町新田四番地二八 川崎 芳 見	
上北郡おいらせ町一川目三丁目七三番地七六 沖田 民 男	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 ハウジングサービス株式会社
- 二 代表者の氏名 奥村 健
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪打一丁目一四の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一七五三三号
- 五 取消年月日 平成二十年二月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管、消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社賢豊建設
- 二 代表者の氏名 猪俣 賢豊
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字金属町七の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一二二三〇号
- 五 取消年月日 平成二十年二月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭